

平成31年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める
条例（平成26年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の後ろに「（当該学科または
当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者
を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、放課後児童支援員の資格に関する規定を整備するため